



◆湘南ベルマーレ茅ヶ崎フットサルクラブ クラブ規約◆

【第1章 総則】

第1条〔名称及び所在地〕

1.本規約の対象は「湘南ベルマーレ茅ヶ崎フットサルクラブ」（以下「本クラブ」とする）と称し、その事務所は、〒253-0006 神奈川県茅ヶ崎市堤 3260 とする。

第2条〔運営・管理〕

1.本クラブは、湘南ベルマーレ・亀井工業ホールディングス共同企業体（代表：株式会社 湘南ベルマーレ 代表 取締役 眞壁潔）が運営・管理を行う。

第3条〔規約の対象〕

1.本規約は本クラブのサービスを享受する会員・非会員含む、全ての利用者を対象とする。

第4条〔会員・非会員〕

- 1.本クラブではメンバー会員登録（チーム・個人）サービスがあり、本クラブ所定の手続きによりメンバー会員となり、会員は以下に定める第2章会員規則に従うものとする。
- 2.非会員はビジターとして本クラブサービスを享受する事ができ、本規約を遵守するものとする。
- 3.メンバー会員は別途定める、会員カードに記載された規則に従うものとする。

第5条〔施設〕

1.本クラブは受付事務所及び更衣室・フットサルコート・駐車場を施設とし、その利用に際しては以下に定める第3章施設利用規則に従うものとする。

第6条〔目的〕

1.本クラブは、利用者の心身の健康の維持・増進とスポーツマンシップの涵養を図り、スポーツの普及と発展、青少年の健全育成、地域の発展に寄与することを目的とします。

【第2章 会員規則】

第7条〔会員資格 チーム〕

1.会員とは、チームの代表者（以下「代表者」とする）とそれ以外の者全員（以下「チーム構成員」）を指し、本規約を遵守するものとする。

- 2.会員は本クラブが定める入会手続（第8条）に従って登録し、身分を証明できる代表者を定めるものとする。
- 3.会員は全て16歳以上とし、代表者は成人とする。また、代表者は本クラブ会員証の記名人となるものとする。
- 4.会員は本クラブが随時定めるサービス、また関連する情報提供等を受ける権利を有するものとする。
- 5.会員は本クラブが定める申し込み・支払い・利用料金・支払い期限等を遵守するものとする。
- 6.会員は本クラブスタッフの指示に従い、本クラブ利用者または第三者との友好関係を維持・推進するものとする。
- 7.会員は本クラブ会員証を携帯し、本クラブから提示を求められた場合、直ちに提示するものとする。
- 8.会員はその資格を他に譲渡することはできないものとする。

第8条〔会員登録手続き チーム〕

- 1.会員代表者になるものは、本規約を十分に理解したうえで会員登録用紙を本クラブのクラブ受付事務所へ提出、身分証明書を提示する。本クラブが承認後、会員登録料を納入し、会員証作成によって登録成立とする。なお、一度納入した会員登録料はいかなる場合も返金しないものとする。
- 2.会員代表者はその登録内容に変更が生じた場合には、変更届を提出するものとする。
- 3.本クラブは会員登録の申請を承認、または否認する事ができ、否認した場合でもその理由を示す必要のないものとする。

第9条〔会員更新手続き チーム〕

- 1.更新を希望する会員は本クラブが申請を承認後、更新料を納入するものとする。なお、一度納入した更新料はいかなる場合も返金しないものとする。
- 2.本クラブは会員更新の申請を承認または否認することができ、否認した場合でもその理由を示す必要はないものとする。

第10条〔会員資格 個人〕

- 1.会員は全て16歳以上とし、代表者は成人とする。また、代表者は本クラブ会員証の記名人となるものとする。
- 2.会員は本クラブが随時定めるサービス、また関連する情報提供等を受ける権利を有するものとする。
- 3.会員は本クラブが定める申し込み・支払い・利用料金・支払い期限等を遵守するものとする。
- 4.会員は本クラブスタッフの指示に従い、本クラブ利用者または第三者との友好関係を維持するものとする。
- 5.会員は本クラブ会員証を携帯し、本クラブから提示を求められた場合、直ちに提示するものとする。
- 6.会員はその資格を他に譲渡することはできないものとする。

第11条〔会員登録 個人〕

- 1.会員になるものは、本規約を十分に理解したうえで会員登録用紙を本クラブのクラブ受付事務所へ提出する。本クラブが承認後、会員証作成によって登録成立とする。
- 2.本クラブは会員登録の申請を承認、または否認する事ができ、否認した場合でもその理由を示す必要のないものとする。

第12条〔会員登録追加発行・再登録 個人〕

- 1.期間内にポイントが貯まり、会員証追加発行を希望する会員は本クラブに追加発行を申請することができる。なお、発行は貯まったポイント利用にのみ発行するものとする。
- 2.会員期限を迎えた場合は、再登録を行うものとする。
- 3.本クラブは会員登録の申請を承認、または否認する事ができ、否認した場合でもその理由を示す必要のないものとする。

第13条〔退会・除名〕

- 1.会員が退会を希望する場合は会員証を本クラブに返却するものとする。
- 2.会員期限を迎え、更新手続き・再登録を会員が行わなかった場合は退会扱いとする。
- 3.本規約や他規則・規定等に違反または虚偽の申請、他の会員・第三者に迷惑を及ぼし本クラブの秩序を著しく乱した場合は、本クラブの判断により該当会員を除名することができるものとする。
- 4.退会・除名に際して、未納金がある場合にはこれをただちに完納するものとする。

【第3章 イベント規則】

第14条〔施設の利用制限〕

- 1.本クラブでは特別行事、各種イベントを行う場合、施設の一部または全てを閉鎖・廃止、その他利用を制限できるものとする。

第15条〔利用目的〕

- 1.本クラブが指定するイベントとは、フットボール・スポーツ関連収益事業・社内イベント・企業レクリエーション・顧客向けイベント・社会貢献活動・各種広告宣伝活動や販売促進活動、撮影とする。その取り扱い判断は、本クラブが行うものとする。その他催物に関しては、本クラブ承認の上で行うものとする。

第16条〔利用申請〕

- 1.本クラブでイベントを行う場合は本クラブ指定の申請用紙にて申し込みを行い、契約条項に合意の上で利用するものとする。なお、契約条項はその都度定め、契約を締結するものとする。

【第4章 施設利用規則】

第17条〔利用者の責任事項〕

- 1.利用者は自己の責任と危険負担において本クラブ施設を利用するものとする。
- 2.クラブ受付事務所内での金品の紛失や破損等に関して、クラブは一切の責任を負わないものとする。
- 3.利用者は自己の責に帰すべき事由により本クラブあるいは第三者に損害を与えた場合には、その旨を本クラブに報告するものとし、本クラブあるいは当該第三者に対して速やかにその損害を賠償する責に任ずるものとする。
- 4.代表者及びチーム構成員は心身ともに健康な者とする。

- 5.18歳未満または高校生のみでの利用は20歳以上の代表者または保護者が同伴し、一切の責任を連帯して負うものとする。
- 6.利用者は電話・Web site・クラブ受付で予約を行うことができ、本クラブが管理する予約 site に登録された時点で予約が完了とする。
- 7.利用者は利用に際して、予約が完了した時点で利用料金やキャンセル料金を支払う責任を持つものとする。また、その利用料金やキャンセル料金・利用規定は別途定め、本クラブは天災等の不可抗力を除きその責任を負わないものとする。その利用規定はクラブ受付事務所に掲示するものとする。

第18条〔コート〕

- 1.コート利用の際、雨天時は利用するものとする。なお、荒天・施設の劣悪なコンディションによるコート利用の可否判断・対応は利用開始の90分前に本クラブと利用者で協議の上決定するものとする。
- 2.コートはフットサルまたはその他フットボールの各種（レンタルコート・個人参加・大会等）サービス利用を目的とし、その他を目的（営業行為や集会活動、撮影等）とした利用は本クラブが定める第3章イベント利用規則に従い、申し込み、契約を締結、クラブが承認するものとする。
- 3.コートの管理上やむを得ない場合には休業日を設け、本クラブはホームページ及び施設内にて告知を行うものとする。災害等やむを得ない事情による臨時休業については、この限りではない。
- 4.スパイク・ハイヒール等鋭利な靴底の靴での入場、椅子等芝生を痛める恐れのあるものの持ち込みとする。
- 5.飲酒後のプレーは利用を禁止する。
- 6.コート内での飲食・喫煙は禁止とし、喫煙をする場合はクラブ指定の場所を利用するものとする。
- 7.眼鏡を含む貴金属を身につけてのプレーは禁止とする。
- 8.コート利用後はサービス時間内にコート外へ退場する。
- 9.火気使用やペット散歩、車両・自転車等乗り入れは禁止とする。

第19条〔クラブ受付事務所及び更衣室〕

- 1.クラブ受付事務所内は禁煙とし、喫煙をする場合はクラブ指定の場所を利用するものとする。
- 2.更衣室内は土足厳禁とする。

第20条〔駐車場〕

- 1.駐車場内における、アイドリングや大声での会話・危険な走行等は禁止とする。

第21条〔入退場時間〕

- 1.利用者は利用時間前後30分以内に入退場を済ませるものとする。利用時間30分以上前や利用時間終了30分以上の施設内滞在は禁止とする。なお、クラブが承認した場合にはその限りではない。

第22条〔その他禁止事項〕

- 1.施設内での営業行為（勧誘・販売・広告・宣伝行為等）、政治・宗教活動
- 2.更衣室以外、屋外での更衣（コート内、コート周辺、駐車場）
- 3.コート以外でのボール使用

- 4.騒音となり得るホイッスル使用や大声等
- 5.ゴミの放置
- 6.他人に迷惑をかける行為
- 7.公序良俗に反する行為（裸でのプレーや他チームの写真撮影等）
- 8.その他、本クラブからの指示の掲示等にて禁止された行為

【第5章 その他】

第23条〔個人情報の保護〕

- 1.本クラブがクラブ運営に当たり知り得たすべての個人（企業）情報は個人情報保護法の趣旨に従い、誠実に対応する。個人情報保護法に関する取り組みについては、会社が別に定める個人情報保護方針に基づき取り扱うものとする。

株式会社 湘南ベルマーレプライバシーポリシー： http://www.bellmare.co.jp/?page_id=142

第24条〔免責事項〕

- 1.本クラブでの天災などの不可抗力により生じた事故等について本クラブは責任を負わないものとする。
- 2.会員は本規約の改定または本クラブに対して異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。
3. 荒天等による、施設側からの利用中止判断をした場合、利用者はその判断に従い利用を中止するものとする。また、その際に生じた損失等に関して本クラブは責任を負わないものとする。なお、利用料金の返金等の規定は別に定める。
4. 本クラブは利用者の写真、映像などを本クラブが公の場に広告宣伝等の材料として使用できるものとする。なお、利用者はその使用を拒否することができ、その際は必ずクラブに申し出るものとする。

第25条〔善管注意義務〕

- 1.本クラブは善良なる管理者として会員・施設を運営・管理するものとする。

第 26 条〔改定〕

1. 本クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、会社経営上の都合、その他やむを得ない事由により、会員登録条件、利用条件等を変更する必要があるときは、随時本規約を改定することができ、その効力は全ての利用者に及ぶものとする。

第 27 条〔付則〕

1. 本規約に関して、本規約内に定められていない事項に関して別途規定及びそれに順ずるものを作成することができるものとする。利用者は付則に対しても本規約と同様に十分に理解し遵守するものとする。

第 28 条〔発効〕

1. 本規約は、平成 22 年 7 月 1 日より発効する。

改定日：平成 30 年 3 月 7 日

